

「個別の指導計画」と「個別の教育支援計画」について

1. 関係の規定

(1) 学習指導要領

【小学校学習指導要領第1章-第4-2】

(7) 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。

【小学校学習指導要領解説 総則編】

特別支援学校や医療・福祉などの関係機関と連携を図り、障害のある児童の教育についての専門的な助言や援助を活用しながら、適切な指導を行うことが大切である。指導に当たっては、例えば、障害のある児童一人一人について、指導の目標や内容、配慮事項などを示した計画（個別の指導計画）を作成し、教職員の共通理解の下にきめ細かな指導を行うことが考えられる。

また、障害のある児童については、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要である。このため、例えば、家庭や医療機関、福祉施設などの関係機関と連携し、様々な側面からの取組を示した計画（個別の教育支援計画）を作成することなどが考えられる。

このような指導は、特別支援学校や特別支援学級で行われてきており、それらを参考とするなどして、それぞれの学校や児童の実態に応じた指導方法を工夫することが効果的と考えられる。

※幼稚園教育要領、中学校、高等学校学習指導要領でも同旨の記述。

(2) 障害者基本計画（第3次計画 平成25年度～平成29年度）

Ⅲ 分野別施策の基本的方向

3. 教育，文化芸術活動・スポーツ等

(1) インクルーシブ教育システムの構築

- 可能な限り早期から成人に至るまで一貫した指導・支援ができるよう，子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を，情報の取扱いに留意しながら，必要に応じて関係機関間で共有・活用するとともに，保護者の参画を得つつ，医療，保健，福祉，労働等との連携の下，個別の教育支援計画の策定・活用を促進する。3-（1）-5

(3) 発達障害のある児童生徒への支援について（初等中等教育局長、高等教育局長、スポーツ・青少年局長3局長通知）（平成17年4月1日）

第2 発達障害のある児童生徒等への支援について

1（1）

- ③ 小学校等における「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成
小学校等においては、必要に応じ、児童生徒一人一人のニーズに応じた指導目標や内容、方法等を示した「個別の指導計画」及び関係機関の連携による乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を行うための教育的支援の目標や内容等を盛り込んだ「個別の教育支援計画」の作成を進めること。

- (2) 盲・聾・養護学校、小学校等の特殊学級及び通級による指導においては、自閉症の幼児児童生徒に対する適切な指導の推進を図ること。その際には、「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成を進めること。

(4) 特別支援教育の推進について（通知）（平成19年4月1日）

3. 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

(4) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用

特別支援学校においては、長期的な視点に立ち、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うため、医療、福祉、労働等の様々な側面からの取組を含めた「個別の教育支援計画」を活用した効果的な支援を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の教育支援計画」を策定するなど、関係機関と連携を図った効果的な支援を進めること。

(5) 「個別の指導計画」の作成

特別支援学校においては、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化等に対応した教育を一層進めるため、「個別の指導計画」を活用した一層の指導の充実を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の指導計画」を作成するなど、一人一人に応じた教育を進めること。

(5) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（平成24年7月23日中央教育審議会初等中等教育分科会）

2. 就学相談・就学先決定の在り方について

(3) 一貫した支援の仕組み

- 個別の教育支援計画、個別の指導計画については、現在、特別支援学校の学習指導要領等には作成が明記されているが、幼・小・中・高等学校等で学ぶ障害のある幼児児童生徒については、必要に応じて作成されることとなっており、必ず作成することとなっていない。これを障害のある児童生徒等すべてに拡大していくことについて検討する必要がある。

(6) 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について

(初等中等教育局長通知)(平成25年10月4日)

第2 早期からの一貫した支援について

2 個別の教育支援計画等の作成

早期からの一貫した支援のためには、障害のある児童生徒等の成長記録や指導内容等に関する情報について、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが求められること。

このような観点から、市町村の教育委員会においては、認定こども園・幼稚園・保育所において作成された個別の教育支援計画等や、障害児相談支援事業所で作成されている障害児支援利用計画や障害児通所支援事業所等で作成されている個別支援計画等を有効に活用しつつ、適宜資料の追加等を行った上で、障害のある児童生徒等に関する情報を一元化し、当該市町村における「個別の教育支援計画「相談支援ファイル」等として小中学校等へ引き継ぐなどの取組を進めていくことが適当であること。

(7) 文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針(平成27年11月9日)

2 初等中等教育段階

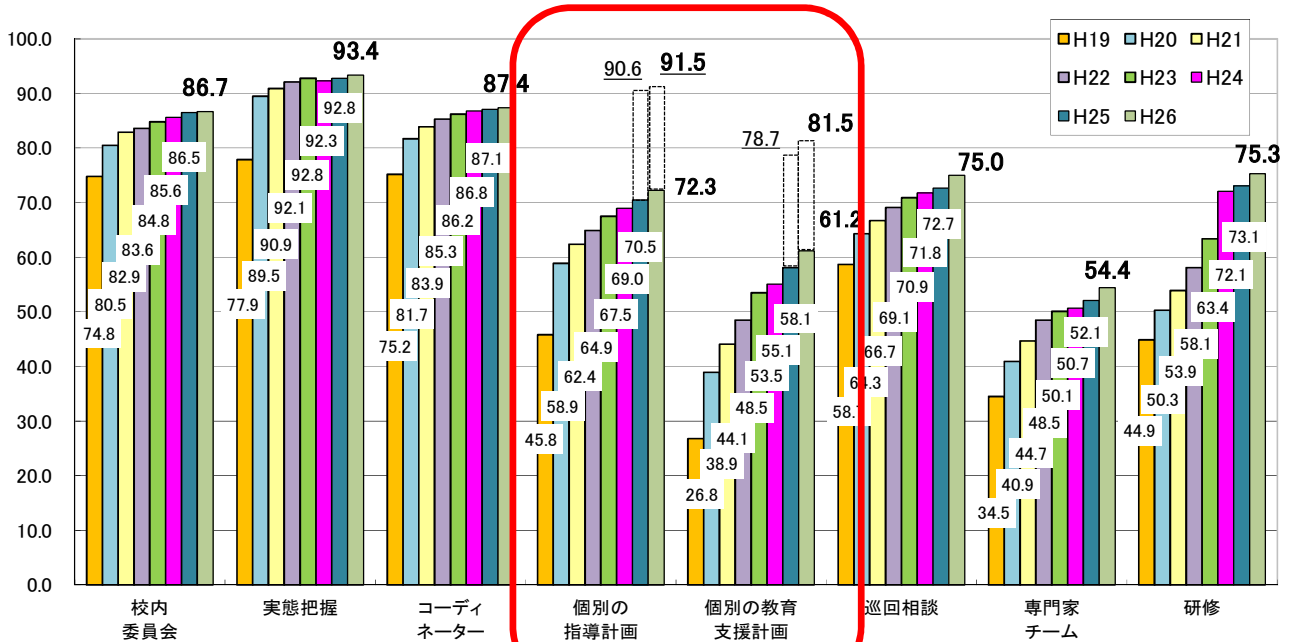
(1) 合理的配慮に関する留意点

イ 合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じ、設置者・学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)をいう。以下同じ。)及び本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ合意形成を図った上で提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが重要である。

2. 参考資料

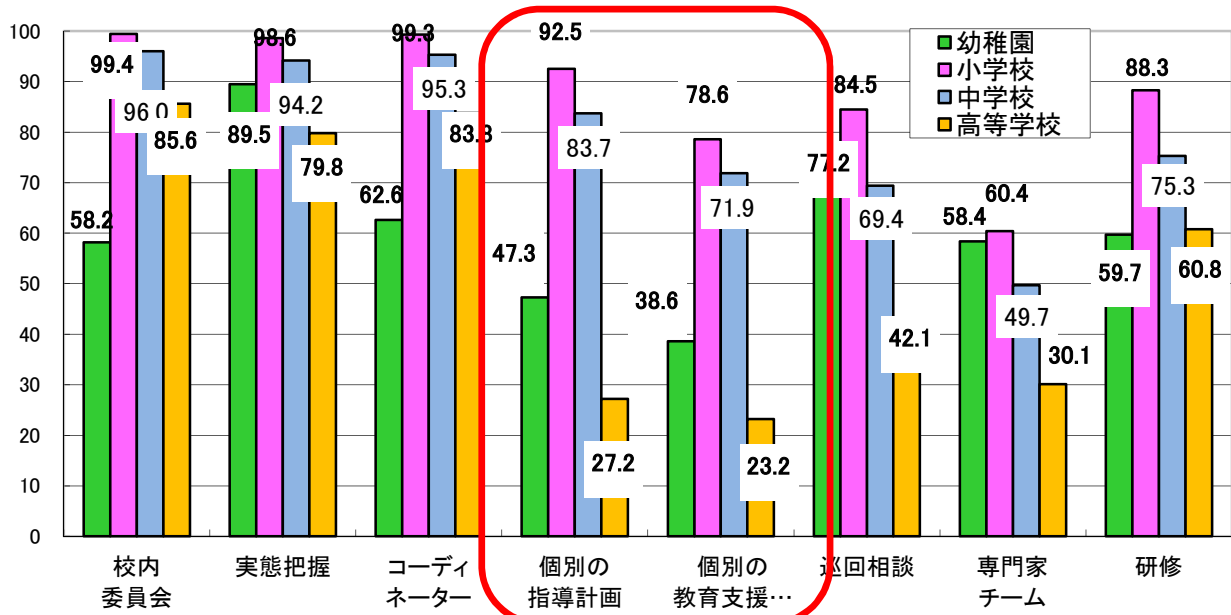
①平成 26 年度特別支援教育体制整備状況調査（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）

（個別の指導計画・個別の教育支援計画を作成している学校の割合について（平成 19～26 年度の経年））（国公立・幼小中高計）



※点線箇所は、作成する必要がある該当者がいない学校数を調査対象校数から引いた場合の作成率を示す

（校種別・個別の指導計画・個別の教育支援計画を作成している学校の割合について（平成 26 年度））（幼小中高別）



(特別支援学級、通級、通常の学級別の作成状況 (平成 26 年度))

			小学校				中学校			
			国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計
個別の指導計画 の作成	作成済		52.9%	93.5%	15.7%	92.5%	44.4%	89.7%	12.0%	83.7%
	(該当者無しを除いた値)		81.8%	98.2%	61.8%	98.1%	72.7%	96.5%	52.6%	95.5%
	特別支援 学級	全て作成済	100.0%	99.4%	100.0%	99.4%	100.0%	98.7%	100.0%	98.7%
	通級	全て作成済	100.0%	87.4%	100.0%	87.4%	100.0%	82.8%	75.0%	82.8%
	通常学級・作成済		100.0%	81.6%	97.0%	81.7%	85.7%	65.6%	95.2%	66.1%
	合計		64.7%	94.8%	18.4%	93.9%	61.1%	92.4%	15.3%	86.5%
個別の教育支援 計画の作成	作成済		35.3%	79.5%	12.9%	78.6%	27.8%	77.1%	10.0%	71.9%
	(該当者無しを除いた値)		75.0%	87.9%	47.5%	87.7%	62.5%	87.2%	49.0%	86.4%
	特別支援 学級	全て作成済	100.0%	95.2%	100.0%	95.2%	100.0%	95.5%	100.0%	95.5%
	通級	全て作成済	100.0%	68.2%	100.0%	68.2%	100.0%	70.6%	66.7%	70.7%
	通常学級・作成済		100.0%	70.5%	100.0%	70.6%	100.0%	61.8%	98.6%	62.4%
	合計		41.2%	86.4%	17.1%	85.5%	44.4%	84.5%	13.3%	79.0%

※「特別支援学級」、「通級」の「全て作成済」については、個別の指導計画・個別の教育支援計画を作成している学校のうち、特別支援学級に在籍する全ての児童生徒、通級による指導を受けている全ての児童生徒に作成している学校の割合を示す。

※「通常学級・作成済」については、「通常学級に在籍する発達障害を含む障害のある一部の児童生徒に作成している学校」及び「通常学級に在籍する発達障害を含む障害のある全ての児童生徒に作成している学校」の割合を示す。